

宮城県消防学校移転整備事業

事業契約書（案）

平成20年12月

宮城県

# 宮城県消防学校移転整備事業

## 事業契約書（案）

- 1 事業名 宮城県消防学校移転整備事業
- 2 事業の場所 宮城県仙台市宮城野区幸町四丁目7番1号 他
- 3 契約期間 自 平成21年10月【 】日  
至 平成43年3月31日
- 4 契約金額 金【 】円に金利変動率及び物価変動率等により調整した増減額を加算して得た額

### 内 訳

施設整備費相当額	円
施設整備費相当額の内、施設整備費	円
施設整備費相当額の内、割賦金利（非課税）	円
施設整備費に係る消費税及び地方消費税	円
維持管理費相当額	円
維持管理費相当額に係る消費税及び地方消費税	円
既存じゅう器備品移転費	円
既存じゅう器備品移転費に係る消費税及び地方消費税	円
食堂等運営費定額制部分	円
食堂等運営費定額制部分に係る消費税及び地方消費税	円

- 5 契約保証金 別途、事業契約書中に記載のとおり。
- 6 支払条件 別途、事業契約書中に記載のとおり。

上記の宮城県消防学校移転整備事業（以下「本事業」という。）について、宮城県（以下「県」という。）と【      ，      】（以下「事業者」という。）は、各々対等な立場における合意に基づいて、本約款の定めるところにより、公正な事業契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行する。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

なお、この契約は仮契約であり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第9条による宮城県議会の議決を経たときに本契約となる。宮城県議会の議決が得られなかったときは、この契約は無効となり、県及び事業者が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担となる。

平成 年 月 日

宮城県

宮城県知事

印

事業者

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

印

宮城県消防学校移転整備事業

事業契約約款（案）

## 目次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (総則)	1
第3条 (公共性及び事業の趣旨の尊重)	1
第4条 (用語の定義)	1
第5条 (事業の概要)	4
第6条 (事業の場所)	4
第7条 (事業日程)	5
第8条 (事業の留意点)	5
第9条 (事業者の資金調達)	5
第10条 (許認可, 届出等の関連行政手続)	5
第11条 (その他)	5
第2章 本施設の設計	6
第12条 (本施設の設計)	6
第13条 (設計に伴う各種調査)	6
第14条 (第三者による実施)	7
第15条 (設計の変更)	7
第16条 (法令変更等による設計変更)	8
第17条 (設計の完了)	8
第18条 (設計・建設に伴う近隣調整)	9
第3章 本施設の建設	10
第1節 事前業務	10
第19条 (施工計画書等)	10
第2節 建設工事	10
第20条 (本施設の建設)	10
第21条 (第三者による実施)	10
第22条 (仮設及び施工方法等)	10
第23条 (じゅう器備品等の調達・設置)	11
第24条 (工事監理者)	11
第25条 (第三者による実施)	11
第26条 (建設場所の管理)	12
第27条 (建設に伴う各種調査)	12
第28条 (撤去対象既存施設の瑕疵)	12
第3節 県による確認	13
第29条 (県の説明要求等)	13
第30条 (中間確認)	13
第4節 完成等	14
第31条 (事業者の完成検査)	14

第 32 条	（ 県の完成確認 ）	14
第 5 節	工期の変更等	15
第 33 条	（ 工期の変更等 ）	15
第 6 節	損害の発生等	15
第 34 条	（ 第三者に対する損害賠償 ）	15
第 35 条	（ 不可抗力等による損害 ）	15
第 36 条	（ 契約の保証 ）	16
第 4 章	本施設の引渡し	16
第 37 条	（ 本施設の引渡し及び所有権の移転 ）	16
第 38 条	（ 登記 ）	17
第 39 条	（ 引渡しの遅延 ）	17
第 40 条	（ 瑕疵担保 ）	18
第 5 章	本施設等の維持管理	18
第 41 条	（ 維持管理期間 ）	18
第 42 条	（ 維持管理業務の実施 ）	18
第 43 条	（ 第三者による実施 ）	19
第 44 条	（ 業務計画書の作成 ）	19
第 45 条	（ 従事職員名簿の提出等 ）	19
第 46 条	（ 施設の提供等 ）	20
第 47 条	（ 維持管理業務要求水準の変更 ）	20
第 48 条	（ 第三者に及ぼした損害等 ）	21
第 49 条	（ 不可抗力による損害 ）	21
第 50 条	（ 業務実施報告書 ）	22
第 51 条	（ 期間終了時の検査 ）	22
第 6 章	既存じゅう器備品の移転	22
第 52 条	（ 既存じゅう器備品移転期間 ）	22
第 53 条	（ 既存じゅう器備品移転業務の実施 ）	22
第 54 条	（ 第三者による実施 ）	23
第 55 条	（ 業務実施計画書の作成 ）	23
第 56 条	（ 既存じゅう器備品移転業務要求水準の変更 ）	23
第 57 条	（ 第三者に及ぼした損害等 ）	24
第 58 条	（ 不可抗力による損害 ）	25
第 59 条	（ 業務実施報告書 ）	25
第 60 条	（ 業務完了時の検査 ）	25
第 7 章	本施設の食堂等運営	26
第 61 条	（ 食堂等運営期間 ）	26
第 62 条	（ 食堂等運営業務の実施 ）	26
第 63 条	（ 第三者による実施 ）	26
第 64 条	（ 業務計画書の作成 ）	26

第 65 条	( 従事職員名簿の提出等 ) .....	27
第 66 条	( 施設の提供等 ) .....	27
第 67 条	( 食堂等運營業務に係る収入等 ) .....	27
第 68 条	( 食堂等運營業務に係る事業者の独立採算事業 ) .....	28
第 69 条	( 食堂等運營業務要求水準の変更 ) .....	28
第 70 条	( 第三者に及ぼした損害等 ) .....	29
第 71 条	( 不可抗力による損害 ) .....	30
第 72 条	( 業務実施報告書 ) .....	30
第 8 章	対価の支払 .....	30
第 73 条	( 対価の計算 ) .....	30
第 74 条	( 施設整備費相当額の支払 ) .....	30
第 75 条	( 既存じゅう器備品移転費の支払 ) .....	31
第 76 条	( 維持管理費相当額及び食堂等運営費定額制部分の支払 ) .....	31
第 77 条	( 追加費用の支払方法等 ) .....	32
第 9 章	契約期間及び契約の終了 .....	32
第 78 条	( 契約期間 ) .....	32
第 79 条	( 県の事由による解除 ) .....	32
第 80 条	( 事業者の事由による解除 ) .....	33
第 81 条	( 不可抗力等による解除 ) .....	33
第 82 条	( 引渡前の解除の効果 ) .....	34
第 83 条	( 引渡後の解除の効果 ) .....	35
第 84 条	( 損害賠償等 ) .....	35
第 85 条	( 関係書類の引渡等 ) .....	36
第 86 条	( 契約終了時の事務 ) .....	36
第 10 章	保 険 .....	37
第 87 条	( 保険加入義務 ) .....	37
第 11 章	その他 .....	37
第 88 条	( 対価からの控除 ) .....	37
第 89 条	( 事業者の権利義務の譲渡 ) .....	37
第 90 条	( モニタリング ) .....	38
第 91 条	( 経営状況等の報告 ) .....	38
第 92 条	( 遅延利息 ) .....	38
第 93 条	( 守秘義務 ) .....	38
第 94 条	( 著作権の帰属 ) .....	38
第 95 条	( 著作権の利用等 ) .....	39
第 96 条	( 著作権等の譲渡禁止 ) .....	39
第 97 条	( 著作権の侵害の防止 ) .....	39
第 98 条	( 工業所有権 ) .....	40
第 12 章	協議会 .....	40

第 99 条	( 協議会の設置 ) .....	40
第 13 章 雑 則	.....	40
第 100 条	( 疑義に関する協議 ) .....	40
第 101 条	( 裁判管轄 ) .....	40



## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** 宮城県消防学校移転整備事業契約（以下「本契約」という。）は、県及び事業者が相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (総則)

**第2条** 県及び事業者は、日本国の法令を遵守し、信義に従って誠実に本契約を履行しなければならない。

### (公共性及び事業の趣旨の尊重)

**第3条** 事業者は、本事業が宮城県消防学校としての公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

2 県及び事業者は、本事業の目的を十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重する。

### (用語の定義)

**第4条** 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「事業期間」とは、本契約の締結日から、第78条に定める契約期間の終了日又は本契約の解除による本契約の終了日のいずれか早い時点までの期間をいう。
- (2)「事業年度」とは、本契約の契約期間中の各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。(ただし、初年度は、本契約の締結日から平成22年3月31日までの期間をいう。)
- (3)「入札説明書等」とは、入札説明書、要求水準書、様式集、落札者決定基準、基本協定書(案)、事業契約書(案)及び質問・回答等の県が本事業の入札手続において公表又は配布した一切の資料をいう。
- (4)「本件土地」とは、第6条に規定する本事業の実施場所となる土地をいう。
- (5)「本施設」とは、本契約に基づき、本件土地上新設、補修又は移転により整備される、又は、存置される別紙2記載の施設のすべてをいい、「各施設」とは、本施設のうち別紙2記載の個々の施設それぞれのことをいう。
- (6)「余剰地」とは、県が別途定めた本事業の要求水準書に規定され、本事業において敷地Aに確保する余剰地をいう。
- (7)「学生等」とは、宮城県消防学校に入校する学生(初任教育生、専科教育生等及び消防団員を含む。)及び教職員、来賓等で本施設を利用する者をいう。
- (8)「民間事業者」とは、事業者を設立した、及びをいう。

- (9)「民間事業者提案」とは、民間事業者並びに協力企業及び準協力企業が本事業の入札手続において県に提出した入札書類及び本事業に関する基本協定の締結までに提出したその他一切の資料をいう。
- (10)「施設整備業務」とは、本施設の設計業務（基本設計・実施設計）、工事監理業務、建設業務及び既存じゅう器備品移転業務並びにこれらの業務の実施のために必要な一切の業務をいう。
- (11)「施設整備費」とは、施設整備業務に要する費用をいう。
- (12)「施設整備費相当額」とは、施設整備費及び割賦金利（非課税）の総額をいう。
- (13)「新設施設」とは、本件土地上に整備する建築物・建築設備、屋外工作物その他外構（基礎等の地下埋没物を含む。）のうち別紙2記載の新設施設をいう。
- (14)「既存補修施設」とは、本件土地上にある建築物・建築設備、屋外工作物その他外構（基礎等の地下埋没物を含む。）等の既存施設のうち別紙2記載の既存補修施設をいう。
- (15)「既存施設補修工事」とは、「建設業務」のうち、既存施設を、施設整備の工程に応じて補修する工事をいう。
- (16)「既存移転施設等」とは、本件土地上にある建築物・建築設備、屋外工作物その他外構（基礎等の地下埋没物を含む。）等の既存施設のうち別紙2記載の既存移転施設等をいう。
- (17)「既存施設等移転工事」とは、「建設業務」のうち、既存施設を、施設整備の工程に応じて移転・移設する工事をいう。
- (18)「存置対象既存施設等」とは、本件土地上に存在する施設、設備、備品、その他外構（基礎等の地下埋没物を含む。）、樹木等のうち別紙2記載のものをいう。
- (19)「撤去対象既存施設」とは、本件土地上に存在する建築物・建築設備及び屋外工作物その他外構（基礎等の地下埋没物を含む。）のうち別紙2記載のものをいい、既存建築物等撤去工事の対象となる施設をいう。
- (20)「既存建築物等撤去工事」とは、「建設業務」のうち、撤去対象既存施設を、施設整備の工程に応じてすべて解体撤去する工事をいう。
- (21)「設計・建設工事期間」とは、本契約の締結日から、第37条に基づく本施設の引渡日までの各期間をいう。
- (22)「設計企業」とは、設計業務を担当する【        ,        】をいう。
- (23)「設計変更」とは、県に提出された基本設計図書及び実施設計図書の変更並びに入札説明書等に示された設計条件の追加、変更等をいう。
- (24)「設計図書」とは基本設計図書及び実施設計図書をいう。
- (25)「基本設計図書」とは、別紙4に記載された基本設計終了時に提出する図書又はそれらの目的で県の確認を受けたものをいう。
- (26)「実施設計図書」とは、別紙4に記載された実施設計終了時に提出する図書又はそれらの目的で県の確認を受けたものをいう。
- (27)「建設企業」とは、建設業務を担当する【        ,        】をいう。
- (28)「工事監理企業」とは、工事監理業務を担当する【        ,        】をいう。

- (29)「完成予定日」とは、別紙2記載の施設に係る、別紙3記載の完成予定日をいう  
【完成の対象となる施設の特定については、民間事業者提案を踏まえ、仮契約締結時までには、本契約書の別紙を作成して工事区分ごとに施設を特定することとし、本項の表現もそれに対応して変更する予定である。】
- (30)「引渡予定日」とは、平成23年8月15日のことをいう。
- (31)「維持管理業務」とは、本施設のうち、新設施設、既存補修施設の補修部分、既存移転施設等及び存置対象既存施設等に係る建築物等維持管理業務、設備維持管理業務、環境衛生・清掃業務、外構等維持管理業務並びに保安警備業務をいう。
- (32)「維持管理業務要求水準」とは、県が別途定めた本事業の要求水準書に規定された業務のうち、維持管理業務に関するものの内容及び水準（民間事業者提案に規定された業務の内容及び水準が要求水準書規定の業務の内容及び水準を上回る部分については、民間事業者提案による。）であり、事業者が維持管理業務を実施するに当たり満たすべき業務の内容及び水準をいう。
- (33)「維持管理企業」とは、維持管理業務を担当する【            ,            】をいう。
- (34)「維持管理費」とは、建築物等維持管理業務、設備維持管理業務、環境衛生・清掃業務、外構等維持管理業務及び保安警備業務に要する費用をいう。
- (35)「維持管理費相当額」とは、維持管理費及びその他運営経費等（(37)で定義。）の総額をいう。
- (36)「修繕業務」とは、維持管理業務のうち、本施設のうち新設施設に係るすべての修繕業務をいう。
- (37)「その他運営経費等」とは、事業者の運営費用及び一般管理費等、法人の利益に係る法人税等の税金、事業者の税引き後利益をいう。
- (38)「既存じゅう器備品移転業務」とは、既存宮城県消防学校に設置されているじゅう器備品のうち、要求水準書で規定したもの（訓練用車両を含む。）を本施設へ移転する業務をいう。
- (39)「既存じゅう器備品移転業務要求水準」とは、県が別途定めた本事業の要求水準書に規定された業務のうち、既存じゅう器備品移転業務に関するものの内容及び水準（民間事業者提案に規定された業務の水準が上回る部分については、民間事業者提案による。）であり、事業者が既存じゅう器備品移転業務を実施するに当たり満たすべき業務の内容及び水準をいう。
- (40)「既存じゅう器備品移転企業」とは、既存じゅう器備品移転業務を担当する【            ,            】をいう。
- (41)「既存じゅう器備品移転費」とは、既存じゅう器備品移転業務に要する費用をいう。
- (42)「食堂等運営業務」とは、学生等の利用する食堂の運営業務及びその他運営業務（寝具クリーニング、消耗品（トイレトペーパー、手洗洗剤等）の調達・補充及び第68条第1項で定義する独立採算事業）をいう。
- (43)「食堂等運営業務要求水準」とは、県が別途定めた本事業の要求水準書に規定された業務のうち、食堂等運営業務に関するものの内容及び水準（民間事業者提案



- 2 事業者が、本事業を実施するために、本件土地以外の土地の確保を必要とする場合には、その土地の確保は、自己の責任及び費用で行うものとする。

#### (事業日程)

第 7 条 本事業は、別紙 3 として添付する事業日程に従って実施される。

#### (事業の留意点)

第 8 条 事業者は、本事業の実施に当たり、契約期間終了後の本施設の維持管理、食堂等運営に要する費用の節減に配慮しなければならない。

- 2 事業者は、関係法令、条例等の規定に適合するよう本事業を実施しなければならない。
- 3 事業者は、善良なる管理者としての注意義務をもって、本契約を履行しなければならない。

#### (事業者の資金調達)

第 9 条 本事業の実施に関連する一切の費用は、本契約中に別途規定がある場合を除きすべて事業者が負担し、本事業に関する事業者の資金調達は事業者が自己の責任及び費用で行う。

#### (許認可、届出等の関連行政手続)

第 10 条 事業者は、本契約に別段の定めがない限り、自己の責任及び費用で、本事業の実施のため必要な法令に定める一切の許認可、届出等の関連行政手続を実施しなければならない。ただし、県が実施すべき許認可、届出等の関連行政手続はこの限りでない。かかるものについては、県が実施するものとする。

- 2 事業者は、前項に定める許認可、届出等の関連行政手続の実施について、県に対し事前説明及び事後報告を行うとともに、関係機関に提出した書類の写しを県に提出しなければならない。
- 3 県は、事業者からの要請がある場合は、事業者による許認可、届出等の関連行政手続に必要な資料の提供その他について協力する。
- 4 事業者は、県から要請がある場合は、県による許認可、届出等の関連行政手続に必要な資料の提供その他に協力する。

#### (その他)

第 11 条 本契約に定める請求、通知、報告、申出、承諾、確認、催告及び解除は、書面により行わなければならない。

- 2 本契約の履行に関して県と事業者間で用いる言語は、日本語とする。

- 3 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 4 本契約の履行に関して県と事業者の間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによる。
- 5 本契約における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによる。
- 6 本契約は、日本国の法令に準拠する。

## 第2章 本施設の設計

### （本施設の設計）

- 第12条** 事業者は、本施設について、本契約締結後速やかに、県と協議の上、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づき基本設計図書の作成業務を開始し、完成した基本設計図書につき県に報告する。基本設計図書の作成業務の開始に際しては、事業者は、県に対して、設計方針説明書及び実施工程表を提出する。
- 2 事業者は、本施設に関して県が提示した既存施設に関する図面及びその他の資料（以下「既存施設に係る図面等」）に関し、県に対して、説明を求めることができるものとする。
  - 3 事業者は、第1項に基づき報告した基本設計図書につき県の確認を受けたときは、実施設計図書の作成業務を開始し、完成した実施設計図書につき県の確認を受ける。
  - 4 県は、事業者に対して本施設の設計の進捗状況に関して適宜報告を求めることができる。
  - 5 県は、前各項の報告及び確認を理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担しない。

### （設計に伴う各種調査）

- 第13条** 事業者は、事業者が本事業の実施のために必要となる測量、地盤調査及びその他の関係する調査を、自らの費用及び責任において行うものとする。
- 2 事業者は、前項に定める調査を実施する場合は、調査に着手する前に調査計画書を作成し、県に提出し確認を受けなければならない。
  - 3 県が事業者に開示した県の実施した調査の結果においては判明していなかった、又は合理的に判断できなかった調査結果が判明し、それによって本事業に支障を来たす状態にあることが判明した場合には、県は、当該調査結果への対応に起因して事業者が発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。
  - 4 事業者は、事前に県に報告した上で、第三者に設計に伴う各種調査の全部又は一部を実施させることができる。この場合、すべて事業者の責任において行うものとし、当該調査に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。

### (第三者による実施)

**第 14 条** 事業者は、本施設の設計を設計企業に実施させるものとし、事前に県の承諾を得た場合を除き、設計企業以外の者に、本施設の設計を実施させてはならない。

2 事業者は、本施設の設計の全部又は一部を設計企業以外の者に実施させる場合は、かかる設計を実施する者の商号、住所その他県が別途定める事項を、県に事前に通知しなければならない。

3 事業者が本施設の設計の全部又は一部を第三者に実施させる場合は、すべて事業者の責任において行うものとし、本施設の設計に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして事業者が責任を負う。

### (設計の変更)

**第 15 条** 県は、必要があると認める場合は、事業者に対して、工期の変更を伴わず、かつ、民間事業者提案の範囲を逸脱しない限度で、本施設の設計変更を請求することができる。この場合、事業者は、当該変更の要否及び事業者の本事業の実施に与える影響を検討し、県に対して 15 日以内にその結果を通知しなければならない。県はかかる事業者の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、事業者に通知する。事業者はかかる県の通知に従うものとする。

2 事業者は、撤去対象既存施設の仕上げ、構造、設備等、撤去対象既存施設に係る図面等で、合理的に判断できなかった事項（以下「撤去対象既存施設の条件変更」という。）により、必要となった場合は、県に対して、本施設の設計変更を申し出ることができる。この場合、事業者は、当該変更の要否及び本事業の実施に与える影響を検討し、申し出なければならない。県はかかる事業者の検討結果を踏まえて設計変更の要否を最終的に決定し、事業者に通知する。事業者はかかる県の通知に従うものとする。

3 前 2 項の規定に従い県の請求又は撤去対象既存施設の設計条件変更により事業者が設計変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用（設計費用及び直接工事費のほか、将来の維持管理、運営に係る追加費用を含むがこれらに限られない。以下本条において同じ。）が発生したときは、県が当該費用のうち、合理的な費用を負担する。この場合、県は、設計・建設に係る追加費用については、予算の範囲内で一括又は分割払いにより施設整備費の支払額に、維持管理に係る追加費用については、維持管理費相当額の支払額に、既存じゅう器備品移転に係る追加費用については、既存じゅう器備品移転費の支払額に、食堂等運営に係る追加費用については、食堂等運営費定額制部分の支払額にそれぞれ算入する。費用の減少が生じたときは、第 8 章に定める本事業の対価の支払額を減額する。

4 事業者は、県の事前の承諾を得た場合を除き、本施設の設計変更を行うことはできない。

5 事業者が県の事前の承諾を得て本施設の設計変更を行う場合において、当該変更により事業者に追加的な費用が発生したときは、事業者が当該費用を負担し、費用の減

少が生じたときは、原則として第 8 章に定める本事業の対価の支払額を減額する。

- 6 県が工期の変更を伴う設計変更又は民間事業者提案の範囲を逸脱する設計変更の提案を行った場合は、県及び事業者はその可否及び費用負担について協議する。

#### (法令変更等による設計変更)

**第 16 条** 法令制度の新設又は改正により、本施設の設計変更が必要となった場合は、事業者は県に対し、設計又は建設工事の変更の承諾を請求することができ、県は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。

- 2 本施設の完成までに、入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等からは合理的に推測できない未知の埋蔵文化財の発見等の土地の瑕疵に起因して本施設の設計変更が必要となった場合は、事業者は県に対し、設計又は建設工事の変更の承諾を請求することができ、県は、必要かつ相当と判断したときは、これを承諾する。

- 3 前 2 項の規定に基づく変更起因する設計、建設工事、維持管理、既存じゅう器備品移転、食堂等運営及び新たな資金調達に伴い必要となる事業者の費用の増減については県の負担金をもって調整する。この場合において、追加費用が生じたときは、県は、設計・建設に係る追加費用については、予算の範囲内で一括又は分割払いにより施設整備費の支払額に、維持管理に係る追加費用については、維持管理費相当額の支払額に、既存じゅう器備品移転に係る追加費用については、既存じゅう器備品移転費の支払額に、食堂等運営に係る追加費用については、食堂等運営費定額制部分の支払額にそれぞれ算入する。費用の減少が生じたときは、第 8 章に定める対価の支払額を減少する。なお、県が負担する追加費用は、合理的な範囲の費用とする。

- 4 第 1 項又は第 2 項の規定に基づく変更起因して本施設の完成の遅延が見込まれる場合、県及び事業者は、協議の上、完成予定日及び引渡予定日を変更することができる。

#### (設計の完了)

**第 17 条** 事業者は、基本設計及び実施設計の完了後遅滞なく、別紙 4 に規定する設計図書をそれぞれ県に提出し確認を受けなければならない。設計の変更を行う場合も同様とする。この場合において、設計図書の提出は別紙 3 の事業日程に従うものとする。

- 2 県は、提示された設計図書が本契約、入札説明書等、民間事業者提案若しくは県と事業者の設計打ち合わせにおいて合意された事項のいずれかに従っていない、又は提示された設計図書では本契約、入札説明書等、民間事業者提案若しくは県と事業者の設計打ち合わせにおける合意において要求される仕様のいずれかを満たさないと判断する場合は、事業者と協議の上、事業者の負担において修正することを請求することができる。

- 3 事業者は、県からの指摘により又は自ら設計に不備・不具合等を発見したときは、自己の責任及び費用で、速やかに設計図書の修正を行い、修正点について県に報告し、その確認を受けなければならない。設計の変更について不備・不具合等を発見した場



合も同様とする。

- 4 事業者が本条に従い提出した設計図書のうち、工事費内訳書及び建設工事工程表は、本契約に特に定める場合を除き、県及び事業者を拘束するものではない。
- 5 第 2 項及び第 3 項に規定する修正の結果、本施設の引渡しが遅延した場合には、第 39 条第 5 項の規定を適用する。

#### (設計・建設に伴う近隣調整)

- 第 18 条** 本施設の建設工事に着工する日までの間に、事業者は、近隣住民に対して、事業計画（民間事業者提案に定める事項及び内容の計画をいう。以下本条において同じ。）及び工事実施計画（本施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。）の説明を行い、了解を得よう努めなければならない。県は、必要と認める場合は、事業者が行う説明に協力するものとする。
- 2 事業者は、前項の説明に先立ち、事業者が実施しようとする説明の方法、時期及び内容について、県に対して事前説明を行わなければならない。説明終了後速やかに、その結果を報告しなければならない。
  - 3 事業者は、自己の責任及び費用において、近隣調整を行うものとし、本施設の引渡時には、県に対し近隣調整事後調査報告書を提出しなければならない。
  - 4 県は、必要と認める場合は、近隣住民に対して、説明を行うものとする。この説明に際して、事業者は、自己の費用でこれに立会い、資料提供等により、県に協力しなければならない。
  - 5 事業者は、県の承諾を得ない限り、近隣調整の不調を理由として、本施設の設計の変更及び事業計画の変更をすることはできない。この場合、県は、事業者が本施設の設計又は事業計画を変更しないで、更なる近隣調整をしても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、事業計画の変更を承諾する。
  - 6 近隣調整の結果、本施設の完成の遅延が見込まれる場合は、県及び事業者は協議の上、速やかに、完成予定日及び引渡予定日を変更することができる。
  - 7 民間事業者提案中の提案事項に起因して近隣調整が必要となった場合、その結果事業者に生じた追加費用（その結果完成予定日及び引渡予定日に変更されたことによる費用増加も含む。）については、事業者が負担する。宮城県消防学校の設置、運営及び計画自体に起因するもの並びに県が設定した条件に直接起因するものについては、県が負担する。
  - 8 事業者が本条の規定に基づき合理的な近隣調整を実施したにもかかわらず、当該近隣住民の反対等により、本事業の実施が不可能若しくは著しく困難であると県が認めた場合又は民間事業者提案の範囲を超える本施設の設計変更が必要であると県が認めた場合は、県は、事業者と協議の上、本契約を解除することができる。かかる解除の効力については、不可抗力に基づく解除とみなして第 84 条第 4 項の規定を適用する。

## 第3章 本施設の建設

### 第1節 事前業務

#### (施工計画書等)

- 第19条** 事業者は、本施設の着工までに、施工計画書（実施工程表を含む。）を作成し、県に対して提出する。
- 2 事業者は、本施設の着工までに、施工体制台帳（建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）の写しを、県に対して提出する。
- 3 事業者は、別途県との協議により定める期限までに月間工程表を作成し、県に対して提出する。

### 第2節 建設工事

#### (本施設の建設)

- 第20条** 事業者は、第17条第1項又は第3項の確認を受けた後速やかに、入札説明書等、設計図書、民間事業者提案、施工計画書及び実施工程表に従い、本施設の建設工事を実施するものとし、終了後速やかに、県の確認を受けなければならない。

#### (第三者による実施)

- 第21条** 事業者は、本施設の建設工事を建設企業に実施させるものとし、事前に県の承諾を得た場合を除き、建設企業以外の者に、かかる工事を実施させてはならない。
- 2 事業者は、建設工事の全部又は一部を建設企業以外の者に実施させる場合には、かかる工事を実施させる者の商号、住所その他県が別途定める事項を、県に事前に通知するものとする。
- 3 事業者が建設工事の全部又は一部を第三者に実施させる場合には、すべて事業者の責任において行うものとし、かかる工事に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### (仮設及び施工方法等)

- 第22条** 事業者は、本施設の建設工事を完成するために必要な仮設、施工方法その他一切の手段については、設計図書、民間事業者提案等において特に提案されているもの以外は、自己の責任及び費用で定めるものとし、かかる工事に必要な工事用電気、水道、ガス等については、自己の費用及び責任で調達しなければならない。

### (じゅう器備品等の調達・設置)

**第 23 条** 事業者は、県による本施設の完成確認までに、当該施設に事業者が調達し、設置するじゅう器備品等(じゅう器・備品、設備・機器、厨房機器等)を所定の位置に搬入・設置するものとする。

2 事業者は、前項に規定するじゅう器備品等の搬入・設置にあたっては、あらかじめ県と設置場所について協議を行わなければならない。

3 県は、「医療機器」の調達に際して、事業者が許可の取得又は届出を行う必要がある場合には、この取得又は届出に必要な費用及び事務手続等について、別途費用負担する。

### (工事監理者)

**第 24 条** 事業者は、自らの費用負担により本施設の建設工事の工事監理業務を工事監理企業に実施させるものとし、本施設の建設工事に着工する前に、工事監理企業に建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 5 条の 4 第 2 項に定める工事監理者を設置させ、設置後速やかに、県に対して工事監理者の氏名、保有する資格等必要な事項を報告させなければならない。ただし、建設企業と資本金又は人事面において関連のある者を、かかる工事監理者として設置してはならない。

2 事業者は、工事監理者に、事業者を通じ、工事監理の状況を記載した工事監理状況報告書を県に毎月提出させるものとし、県が要請したときは、工事施工の事前説明及び事後報告並びに工事現場での施工状況の説明を、随時行わせるものとする。

3 事業者は、工事監理者に、県に対して本施設の完成確認報告を行わせるものとする。

4 事業者は、工事監理者が工事監理を行い、かつ、本条の規定を遵守する上で必要となる協力を行うものとする。

### (第三者による実施)

**第 25 条** 事業者は、事前に県の承諾を得た場合を除き、工事監理企業以外の者に、かかる工事監理を実施させてはならない。

2 事業者は、工事監理の全部又は一部を工事監理企業以外の者に実施させる場合には、かかる工事監理を実施させる者の商号、住所その他県が別途定める事項を、県に事前に通知するものとする。

3 事業者が工事監理の全部又は一部を第三者に実施させる場合には、すべて事業者の責任において行うものとし、かかる工事監理に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

### (建設場所の管理)

- 第 26 条** 県は、事業者の本事業実施のため、別途県及び事業者で締結する別紙 12 に定める様式の県有財産使用貸借契約書に基づき、本件土地を現状で事業者に引き渡すものとする。引渡時期については、県及び事業者が別途協議して定めるものとする。
- 2 事業者は、本施設の建設のために本件土地以外の土地の使用が必要となった場合は、自己の責任及び費用でかかる土地を確保しなければならない。
- 3 事業者は、本件土地について県から引き渡しを受けた後、善良なる管理者の注意義務をもって本件土地の管理を行う。

### (建設に伴う各種調査)

- 第 27 条** 事業者が本事業の実施のために必要となるその他の部分に関して現地調査を行う場合は、自らの費用及び責任においてこれを行うものとする。
- 2 県が実施し、事業者が開示した県の実施した調査の結果においては判明していなかった埋蔵文化財又は地中障害物が存在することが判明し、その埋蔵文化財又は地中障害物の存在によって本事業に支障を来す状態にあることが判明した場合には、県は、当該地中障害物等の除去修復に起因して事業者が発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。
- 3 前項所定の事由以外で土壤汚染等の土地の瑕疵が存在することが判明し、当該瑕疵により本事業に支障を来す状態にあることが判明した場合には、当該瑕疵が、県が業者が開示した本件土地の調査の結果からは予測することができなかつた場合に限り、県は、当該瑕疵の除去修復に起因して事業者が発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

### (撤去対象既存施設の瑕疵)

- 第 28 条** 撤去対象既存施設に県が事業者が開示した撤去対象既存施設に関する資料（以下本条において「開示資料」という。）においては判明していなかった PCB 又はアスベストが存在することが判明した場合は、県は、当該 PCB 又はアスベストの除去処分に起因して事業者が発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。
- 2 前項所定の物質以外で撤去対象既存施設に人の生命又は身体に対し有害又は危険な物質が存在することや撤去対象既存施設の構造が開示資料に記載の構造と相違していることが判明し、当該事由により既存建築物等撤去工事に支障を来す状態にあることが判明した場合には、当該事由が、開示資料の内容からは予測することができず、かつ、程度において開示資料の内容と著しく乖離している場合に限り、県は、当該事由

に起因して事業者が発生した追加費用のうち、合理的な範囲の費用を負担するものとする。ただし、事業者は、当該追加費用の内訳及びこれを証する書類を添えて県に請求するものとする。

### 第3節 県による確認

#### (県の説明要求等)

- 第29条** 県は、本施設の建設工事が、本契約、入札説明書等、設計図書（県と事業者との打ち合わせの結果を含む。以下同じ。）及び民間事業者提案に従い実施されていることを確認するために、実施状況及び品質管理について、事業者に事前に通知した上で、事業者又は建設企業に対して説明を求めることができるものとし、また、実施現場において各々の実施状況を事業者の立会いの上確認することができるものとする。
- 2 事業者は、前項に規定する説明及び確認の実施について、県に対して協力をを行うとともに、建設企業をして、県に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わせるものとする。
  - 3 前2項に規定する説明又は確認の実施の結果、本施設の建設工事の状況が本契約、入札説明書等、設計図書若しくは民間事業者提案のいずれかに従っていない、又は本契約、入札説明書等、設計図書若しくは民間事業者提案に規定する仕様のいずれかを満たさないと県が判断した場合は、県は、事業者に対してその是正を求めることができ、事業者は、これに従わなければならない。
  - 4 県は事業者から施工体制台帳（建設業法第24条の7に規定する施工体制台帳をいう。）及び施工体制にかかる事項について報告を求めることができる。
  - 5 県は、前各項に規定する説明及び報告の実施を理由として、本施設の建設工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

#### (中間確認)

- 第30条** 本施設の建設工事が、本契約、入札説明書等、設計図書及び民間事業者提案に従い実施されていることを確認するために、県は、工期中、必要な事項に関する中間確認を実施することができるものとする。この場合事業者は、工事監理者に、事業者を通じて、工事監理状況報告書を県に提出させるものとする。
- 2 中間確認の結果、本施設の建設工事の実施状況が本契約、入札説明書等、設計図書若しくは民間事業者提案のいずれかに従っていない、又は本契約、入札説明書等、設計図書若しくは民間事業者提案に規定する仕様のいずれかを満たさないと県が判断した場合は、県は事業者に対してその是正を求めることができ、事業者はこれに従わなければならない。
  - 3 県は、前各項に規定する中間確認の実施を理由として、本施設の建設工事の全部又は一部について何らの責任を負担するものではない。

## 第4節 完成等

### (事業者の完成検査)

**第31条** 事業者は、本施設が完成した後速やかに、自己の責任において、本施設の完成検査を行うものとする。

- 2 県は、前項に規定する完成検査に立ち会うことができる。ただし、県は、かかる立会いの実施を理由として何らの責任を負担するものではない。
- 3 事業者は、完成検査に対する県の立会いの実施の有無を問わず、県に対して完成検査の結果を検査済証、その他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告しなければならない。

### (県の完成確認)

**第32条** 県は、第31条第3項の報告を受けてから14日以内に、本施設の完成確認を行う。確認に際して、事業者は、現場説明、資料提供等により、県に協力しなければならない。

- 2 県は、前項に定める完成確認により本施設が入札説明書等、設計図書及び民間事業者提案どおりに建設されていると認めるときは、引渡予定日までに、事業者に対して完成確認通知書の交付を行わなければならない。
- 3 県は、本施設が入札説明書等、設計図書及び民間事業者提案どおりに建設されていないと認めるときは、不備・不具合等の具体的内容を明らかにし、期間を定めて事業者に対しその修補を請求することができる。
- 4 事業者は、前項の規定により県から修補の請求を受けた場合は、自らの負担で速やかに修補を行い、その完了後、県の完成確認を受けなければならない。県はかかる完成確認により、本施設が入札説明書等、設計図書及び民間事業者提案どおりに建設されていると認めるときは、事業者に対して完成確認通知書の交付を行わなければならない。この場合は、第1項に掲げる期限の定めは適用せず、県及び事業者は速やかに手続を行わなければならない。
- 5 前項に規定する修補の結果、本施設の引渡しが遅延した場合は、第39条第5項の規定を適用する。
- 6 県は、第2項又は第4項に規定する完成確認通知書の交付を行ったことを理由として、本事業の実施の全部又は一部について何ら責任を負担するものではなく、また、事業者は、その提供する維持管理業務、既存じゅう器備品移転業務、食堂等運営業務がそれぞれ維持管理業務要求水準、既存じゅう器備品移転業務要求水準及び食堂等運営業務要求水準に満たなかった場合において、県が第2項又は第4項に規定する完成確認通知書の交付を行ったことをもってその責任を免れることはできない。

## 第5節 工期の変更等

### (工期の変更等)

**第33条** 県の責めに帰すべき事由又は不可抗力により本施設の完成の遅延が見込まれる場合は、県及び事業者は協議の上、各施設ごとに引渡予定日を変更することができる。

## 第6節 損害の発生等

### (第三者に対する損害賠償)

**第34条** 本施設の建設工事に起因して県又は第三者に損害が生じた場合には、事業者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき理由により生じたものについては、県が負担する。

2 第15条第1項、第16条第1項及び第2項の規定による設計変更に起因して、第三者に損害が生じた場合で、かつ事業者に過失が無い場合には、県がその損害を賠償しなければならない。

3 県は、第1項本文に規定する損害について第三者に対して賠償した場合は、事業者に対して、賠償した金額を求償することができる。事業者は、県からの請求を受けた場合には、速やかに支払わなければならない。

### (不可抗力等による損害)

**第35条** 不可抗力により、事業者が本施設の引渡しを行う前に、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を県に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた場合、県は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

3 第1項に規定する損害(事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。)については、当該損害額のうち合理的な範囲で、第87条第1項の保険の保険金によりてん補されなかった費用のうち、本施設の施設整備費相当額(ただし、割賦金利を除き、消費税等相当額を含み、別紙9による改定を考慮した金額とする。)の100分の1相当額にいたるまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を県の負担とする。

4 第三者(県、事業者又は事業者が本事業の各業務の全部又は一部を実施させる者を除く第三者をいう)の責に帰す事由により、事業者が本施設の引渡しを行う前に、本施設、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じた場合、あるいは、本施設の引渡し後、事業期間中に本施設等に損害が生じた場合、事業者は、当該事実の発生後直ちにその状況を県に通知しなければならない。

5 前項の規定による通知を受けた場合、県は直ちに調査を行い、損害の状況を確認し、その結果を事業者に通知するものとする。

6 第4項に規定する損害(事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づく

ものを除く。)については、当該損害額のうち合理的な範囲で、県の負担とする。

### (契約の保証)

**第 36 条** 事業者は、県に契約保証金を納めなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めないことができる。なお、第 1 号の場合においては、履行保証保険の締結後、直ちにその保険証券を県に提出しなければならない。

- (1) 事業者が保険会社との間に、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 事業者から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫及びその他財務大臣の指定する金融機関と県を被保険者とする工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 事業者が建設工事の請負人をして、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社と施設整備費相当額を対象とした保証契約を締結せしめたとき。ただし、事業者が保証金請求権に、第 84 条第 1 項による違約金支払債務を被担保債務とする質権を県のために設定し、保証証券及び質権設定証書を県に提出するものとする。かかる質権の設定の費用は事業者が負担するものとする。

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第 4 項において「保証の額」という。)は、本施設の施設整備費相当額(ただし、割賦金利を除き、消費税等相当額を含む。以下、本条において同様とする。)の 100 分の 10 以上とし、有効期間は本施設についての設計・建設工事期間全体とする。ただし、本施設の一部の引渡後は、その余の工事中の施設に係る施設整備費相当額(ただし、割賦金利を除き、消費税等相当額を含む。)の 100 分の 10 以上の額であればよいものとする。

3 第 1 項の規定により、事業者が同項第 1 号、第 2 号又は第 3 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除し又は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとする。

4 施設整備費相当額の変更があった場合には、保証の額が変更後の施設整備費相当額の 100 分の 10 に達するまでは、県は、保証の額の増額を請求することができ、事業者は、保証の額の減額を請求することができる。

## 第 4 章 本施設の引渡し

### (本施設の引渡し及び所有権の移転)

**第 37 条** 事業者は、県から本施設の完成確認通知書を受領し、第 44 条第 1 項から第 3 項まで、第 45 条第 2 項、第 55 条第 1 項、第 64 条第 1 項及び第 2 項、第 65 条第 2 項に規定する県の確認等の本契約に規定する本施設の引渡前に必要な一切の手続を完了した後、引渡予定日に(ただし、県の本施設の完成確認通知書の交付が当初の引渡予定日より遅延した場合は、かかる完成確認通知書の交付後速やかに)当該本施設の所有権を県に移転し、別紙 5 に記載する完成図書とともに当該本施設を県に引き渡すも



のとする。事業者は、本施設について、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を県に移転するものとする。ただし、所有権の移転の対象となる施設は、本施設のうち、新設施設とする。

#### (登記)

**第 38 条** 事業者は、県が本施設の所有権の保存登記を行う場合には、これに協力する。

#### (引渡しの遅延)

**第 39 条** 事業者は、本施設の引渡しの遅延が見込まれる場合は、引渡予定日の 30 日前までに、当該遅延の原因及びその対応計画を県に通知しなければならない。ただし、第 32 条第 4 項による修補を行う必要から遅延が見込まれる場合で、かつ、本施設の供用に支障をきたさない場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項に規定する対応計画において、本施設の可及的速やかな引渡しに向けての対策及び想定される引渡日までの予定を明らかにしなければならない。

3 県の責めに帰すべき事由又は第 27 条第 2 項に規定する未知の埋蔵文化財及び地中障害物や同条第 3 項に規定する土壌汚染等の土地の瑕疵に起因して本施設の引渡しが遅延する場合は、県は、当該遅延への対応に要する合理的な追加費用を負担しなければならない。かかる追加費用については、県は、設計・建設に係る追加費用については、予算の範囲内で一括又は分割払いにより施設整備費に、維持管理に係る追加費用については、維持管理費相当額の支払額に、既存じゅう器備品移転に係る追加費用については、既存じゅう器備品移転費の支払額に、食堂等運営に係る追加費用については、食堂等運営費定額制部分の支払額にそれぞれ算入する。

4 不可抗力に起因して本施設の引渡しが遅延する場合は、県は、設計・建設工事期間全体の累計額で本施設の施設整備費相当額（ただし、支払利息相当額を除き、消費税等相当額含む。以下本条において同じ。）の 100 分の 1 を超える部分については、合理的な範囲で県が負担し、それ以外の部分については事業者が負担する。

5 事業者の責めに帰すべき事由によって本施設の引渡しが遅延する場合は、事業者は、当該遅延への対応に要する費用を負担する他、本施設の引渡予定日から実際に引渡しを受けた日までの日数に応じ、本施設の施設整備費相当額の金額に年 3.7 パーセントの割合で計算した額を違約金として県に支払わなければならない。この場合において、県は、当該遅延について違約金以外の損害賠償請求を行うことができない。

6 法令制度の変更により設計変更を伴わずに本施設の引渡しが遅延した場合は、県及び事業者は、別紙 6 に規定する負担割合に従い、当該遅延への対応に要する合理的な追加費用を負担する。

### ( 瑕疵担保 )

**第 40 条** 県は、本施設に瑕疵があるときは、事業者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、実技訓練施設（訓練用エレベーター、潜水訓練施設及びトレーニング室を除く。）については、当該瑕疵が消防訓練等の特殊な施設の利用上の事由による場合はこの限りではない。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第 37 条の規定による本施設の引渡しを受けた日から 2 年以内に、これを行わなければならない。ただし、その瑕疵が事業者の故意又は重大な過失により生じた場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 94 条第 1 項に規定する構造耐力上主要な部分又は雨水の浸入を防止する部分について生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）は、当該請求を行うことのできる期間は、第 37 条の規定による本施設の引渡しを受けた日から 10 年とする。

3 県は、本施設の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに事業者へ通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、事業者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りではない。

4 県は、本施設が第 1 項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第 2 項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から 6 ヶ月以内に第 1 項の権利を行使しなければならない。

5 事業者は、前各項の事業者の債務を保証する保証書を建設企業から徴求し県に差し入れる。保証書の様式は、別紙 7 に定める様式による。

6 第 1 項に係る瑕疵のうち、既存補修施設における瑕疵については、当該瑕疵が補修工事に係る部分に関するものを対象とする。

## 第 5 章 本施設等の維持管理

### ( 維持管理期間 )

**第 41 条** 本施設の維持管理業務の開始日は、本施設の引渡日とし、終了日は、本契約の終了の日とする。

### ( 維持管理業務の実施 )

**第 42 条** 事業者は、維持管理期間中、本契約、入札説明書等、民間事業者提案並びに第 44 条に規定する長期業務計画書、年間業務計画書及び業務実施計画書に従い維持管理業務を実施する。ただし、既存移転施設等のうち樹木以外、存置対象既存施設等のうち樹木以外及び既存補修施設のうち補修工事内容以外については、保守業務及び経常修繕業務を除く。また、実技訓練施設（訓練用エレベーター、トレーニング室及び潜水訓練施設以外の）については、修繕範囲から除く。

- 2 県は、本契約に別段の定めがない限り、維持管理業務にかかる費用を一切負担しない。
- 3 事業者は、維持管理期間中、維持管理業務要求水準を満たすように維持管理業務を実施しなければならない。

#### (第三者による実施)

- 第 43 条** 事業者は、維持管理業務を維持管理企業に実施させるものとし、事前に県の承諾を得た場合を除き、維持管理企業以外の者にその業務を実施させてはならない。
- 2 事業者は、維持管理業務を維持管理企業以外の者に実施させる場合には、かかる維持管理業務を実施させる者の商号、住所その他県が別途定める事項を、県に事前に通知するものとする。
  - 3 事業者が維持管理業務の全部又は一部を第三者に実施させる場合、すべて事業者の責任において行うものとし、維持管理に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

#### (業務計画書の作成)

- 第 44 条** 事業者は、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づいて、維持管理業務について、維持管理期間全体の長期業務計画書を作成し、本施設の引渡日までに県に提出し確認を受けなければならない。事業者は、長期業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに県に報告し確認を受けなければならない。
- 2 事業者は、毎事業年度開始前（初年度については、本施設引渡し日まで）に、当該年度の、維持管理業務を構成する各業務に係る年間業務計画書を作成し県に提出し確認を受けなければならない。事業者は、年間業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに県に報告し確認を受けなければならない。
  - 3 事業者は、毎事業年度、維持管理業務を構成する各業務に関して業務実施計画書を作成し、毎事業年度開始前（本施設引渡し日から平成 23 年 9 月末日までの維持管理業務については、本施設引渡し日まで）に、県に提出し確認を受けなければならない。
  - 4 県は、前各項の規定により提出を受けた長期業務計画書、年間業務計画書及び業務実施計画書に関して意見を述べることができ、事業者はかかる意見を尊重し必要に応じて長期業務計画書、年間業務計画書及び業務実施計画書の見直しを行わなければならない。

#### (従事職員名簿の提出等)

- 第 45 条** 事業者は、維持管理業務に従事する者（以下「従事職員」という。）の名簿を県に提出し、異動がある場合、その都度報告し、県の確認を得なければならない。
- 2 事業者は、業務の遂行に当たり、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必

要な書類を県に提出し、本施設引渡し日までに、県の確認を得るものとする。

- 3 県は、事業者の従事職員がその業務を行うにあたり不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交代を請求することができる。

#### (施設の提供等)

**第 46 条** 県は、維持管理期間中、従事職員詰所として、別紙 2 記載の本施設の一部を事業者が無償で使用することを承諾する。

- 2 事業者は、前項の従事職員詰所に専用電話を設置する場合は、自己の負担で設置しなければならない。また、使用料金は事業者の自己負担とする。
- 3 県は、第 1 項の従事職員詰所にかかる暖房、電気、ガス、水道等の使用料金を負担する。ただし、事業者は、それぞれの使用にあたっては、節約に努めなければならない。
- 4 事業者は、第 1 項の従事職員詰所について、通常必要とする修繕費その他の経費を負担し、県にその費用を請求しないものとする。
- 5 事業者は、業務期間が終了したときは、事業者の負担で、第 1 項の従事職員詰所を使用開始時の原状に回復して県に返還しなければならない。

#### (維持管理業務要求水準の変更)

**第 47 条** 法令制度の新設又は改正等により、維持管理業務要求水準の変更が必要となった場合には、次の各号に従うものとする。

- (1) 県は事業者と協議の上、法令の要求する水準に見合うように維持管理業務要求水準を変更するものとする。事業者は、かかる協議期間中も、維持管理業務を実施しなければならない。かかる業務の実施により追加費用が生じたときは、合理的な範囲で維持管理費相当額の支払額に算入する。
  - (2) 前号に規定する維持管理業務要求水準の変更により追加費用が生じた場合には、合理的な範囲で県が当該追加費用を負担するものとし、維持管理費相当額の支払額に算入する。
  - (3) 第 1 号に定める変更により費用の減額が生じた場合には、当該減額部分は、維持管理費相当額の支払額から控除するものとする。
  - (4) 第 1 号の協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、県は本契約を解除することができる。この場合、法令制度の新設又は改正等により本事業の継続の可能性が失われたと認められる場合とし、第 81 条第 1 項の規定により解除されたものとみなす。
- 2 不可抗力により維持管理業務要求水準の変更の必要が生じた場合には、次の各号に従うものとする。
    - (1) 県は、不可抗力により維持管理業務要求水準の変更の必要が生じた場合には、その変更を事業者に求めることができる。事業者は、県の当該要求について、その対応可能性及び費用見込額を県に対し通知しなければならない。

- (2) 前号の通知を受け、県は、事業者と協議の上、維持管理業務要求水準の変更を決定することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、県が当該追加費用を負担するものとし、維持管理費相当額の支払額に算入する。事業者は、かかる協議期間中も、維持管理業務を実施しなければならず、かかる業務の実施により追加費用が生じたときは、県が当該追加費用を負担するものとし、維持管理費相当額の支払額に算入する。
- (3) 第1号に定める変更により費用の減額が生じた場合には、当該減額部分は、維持管理費相当額の支払額から控除するものとする。
- (4) 第2号の協議が協議開始の日より60日以内に整わない場合には、県は本契約を解除することができる。この場合、不可抗力により本事業の継続の可能性が失われたと認められる場合とし、第81条第1項の規定により解除されたものとみなす。
- 3 前各項以外の事由により、合理的な必要が生じた場合には、次の各号に従うものとする。
- (1) 県又は事業者は、合理的な必要が生じた場合、維持管理業務要求水準の変更を相手方に求めることができる。かかる場合、相手方は協議に応じなければならない。事業者は、かかる協議期間中も、維持管理業務を実施しなければならず、かかる業務の実施により追加費用が生じたときは、合理的な範囲の費用を維持管理費相当額の支払額に算入する。
- (2) 県は、前号に定める協議が成立した場合、維持管理業務要求水準の変更を行う。この場合の支払額の変更については、県と事業者の両者の合意したところによる。

#### (第三者に及ぼした損害等)

**第48条** 事業者は、維持管理業務の実施に当たり、本施設の瑕疵(ただし、存置対象施設等の瑕疵、既存補修施設の瑕疵のうち補修に係る瑕疵以外の瑕疵及び既存移転施設等の移転に係る瑕疵以外の瑕疵を除く。)又は事業者の故意・過失に起因して維持管理期間中に県又は第三者に損害(ただし、第87条第2項に規定する事業者が加入した保険によりてん補されるものを除く。)を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

#### (不可抗力による損害)

**第49条** 不可抗力により、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案等で提示された条件に従って維持管理業務を行うために追加費用が必要となる場合、事業者は、県に対して速やかにその旨を通知し、県及び事業者は、追加費用の負担等について協議する。

2 前項の協議が、不可抗力が生じた日から60日以内に整わない場合、県は、当該不可抗力に対する対応を事業者に通知し、事業者はこれに従い維持管理業務を継続するものとする。

- 3 前項に規定する場合，当該追加費用（事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）については，当該追加費用のうち合理的な範囲で，第 87 条第 2 項の保険の保険金によりてん補されなかった費用のうち，年間の追加費用の累計額で，当該年度の維持管理費相当額（ただし，消費税等相当額を含み，別紙 9 による改定を考慮した金額とする。）の 100 分の 1 相当額にいたるまでの費用は，事業者が負担するものとし，残額を県の負担とする。

#### （業務実施報告書）

- 第 50 条** 事業者は，維持管理期間中，月毎に，当該月の維持管理業務の実施状況及びその他県が別途定める事項を記載した業務実施報告書を作成し，当該業務の完了した翌月の 5 営業日までに，県に提出し確認を受けなければならない。
- 2 県は，事業者から提出を受けた業務実施報告書を確認し，10 営業日以内にその結果を事業者に通知する。
  - 3 業務実施報告書は県の確認を受けてから 5 年間，これを保存しなければならない。

#### （期間終了時の検査）

- 第 51 条** 事業者は，維持管理期間終了時に，事業期間終了時の検査を行う。かかる検査については，別紙 8 第 7 項に規定する事業期間終了時のモニタリングをもって，事業期間終了時の検査とする。
- 2 前項の場合において，本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは，県は，維持管理期間の最終の事業年度中に，事業者に対してその修補を請求することができ，事業者はかかる修補の請求を受けた場合，当該事業年度中に，自らの負担で修補を実施し県の確認を受けなければならない。

### 第 6 章 既存じゅう器備品の移転

#### （既存じゅう器備品移転期間）

- 第 52 条** 本施設の既存じゅう器備品移転業務の開始期日は，平成 23 年 9 月 日とし，終了日は，平成 23 年 9 月 日とする。

#### （既存じゅう器備品移転業務の実施）

- 第 53 条** 事業者は，既存じゅう器備品移転期間中，本契約，入札説明書等，民間事業者提案並びに第 55 条に規定する業務実施計画書に従い既存じゅう器備品移転業務を実施する。
- 2 県は，本契約に別段の定めがない限り，既存じゅう器備品移転業務にかかる費用を一切負担しない。
  - 3 事業者は，既存じゅう器備品移転期間中，既存じゅう器備品移転業務要求水準を満

たすように既存じゅう器備品移転業務を実施しなければならない。

### (第三者による実施)

**第 54 条** 事業者は、既存じゅう器備品移転業務を既存じゅう器備品移転企業に実施させるものとし、事前に県の承諾を得た場合を除き、既存じゅう器備品移転企業以外の者にその業務を実施させてはならない。

2 事業者は、既存じゅう器備品移転業務を既存じゅう器備品移転企業以外の者に実施させる場合には、かかる既存じゅう器備品移転業務を実施させる者の商号、住所その他県が別途定める事項を、県に事前に通知するものとする。

3 事業者が既存じゅう器備品移転業務の全部又は一部を第三者に実施させる場合、すべて事業者の責任において行うものとし、既存じゅう器備品移転に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

### (業務実施計画書の作成)

**第 55 条** 事業者は、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づいて、既存じゅう器備品移転業務について、業務実施計画書を作成し、本施設の引渡日までに県に提出し確認を受けなければならない。

2 県は、前項の規定により提出を受けた業務実施計画書に関して意見を述べることができ、事業者はかかる意見を尊重し必要に応じて業務実施計画書の見直しを行わなければならない。

### (既存じゅう器備品移転業務要求水準の変更)

**第 56 条** 法令制度の新設又は改正等により、既存じゅう器備品移転業務要求水準の変更が必要となった場合には、次の各号に従うものとする。

(1) 県は事業者と協議の上、法令の要求する水準に見合うように既存じゅう器備品移転業務要求水準を変更するものとする。事業者は、かかる協議期間中も、既存じゅう器備品移転業務を実施しなければならず、かかる業務の実施により追加費用が生じたときは、合理的な範囲の費用を既存じゅう器備品移転費の支払額に算入する。

(2) 前号に規定する既存じゅう器備品移転業務要求水準の変更により追加費用が生じた場合には、合理的な範囲で県が当該追加費用を負担するものとし、既存じゅう器備品移転費の支払額に算入する。

(3) 第 1 号に定める変更により費用の減額が生じた場合には、当該減額部分は、既存じゅう器備品移転費の支払額から控除するものとする。

(4) 第 1 号の協議が協議開始の日より 30 日以内に整わない場合には、県は本契約を解除することができる。この場合、法令制度の新設又は改正等により本事業の

継続の可能性が失われたと認められる場合とし、第 81 条第 1 項の規定により解除されたものとみなす。

2 不可抗力により既存じゅう器備品移転業務要求水準の変更の必要が生じた場合には、次の各号に従うものとする。

(1) 県は、不可抗力により既存じゅう器備品移転業務要求水準の変更の必要が生じた場合には、その変更を事業者に求めることができる。この場合、事業者は、県の要求について、その対応可能性及び費用見込額を県に対し通知しなければならない。

(2) 前号の通知を受け、県は、事業者と協議の上、既存じゅう器備品移転業務要求水準の変更を決定することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、合理的な範囲で県が当該追加費用を負担するものとし、既存じゅう器備品移転費の支払額に算入する。事業者は、かかる協議期間中も、既存じゅう器備品移転業務を実施しなければならない。かかる業務の実施により追加費用が生じたときは、合理的な範囲で県が当該追加費用を負担するものとし、既存じゅう器備品移転費の支払額に算入する。

(3) 第 1 号に定める変更により費用の減額が生じた場合には、当該減額部分は、既存じゅう器備品移転費の支払額から控除するものとする。

(4) 第 2 号の協議が協議開始の日より 30 日以内に整わない場合には、県は本契約を解除することができる。この場合、不可抗力により本事業の継続の可能性が失われたと認められる場合とし、第 81 条第 1 項の規定により解除されたものとみなす。

3 前各項以外の事由により、合理的な必要が生じた場合には、次の各号に従うものとする。

(1) 県又は事業者は、合理的な必要が生じた場合、既存じゅう器備品移転業務の変更を相手方に求めることができる。かかる場合、相手方は協議に応じなければならない。事業者は、かかる協議期間中も、既存じゅう器備品移転業務を実施しなければならない。かかる業務の実施により追加費用が生じたときは、合理的な範囲の費用を既存じゅう器備品移転費の支払額に算入する。

(2) 県は、前号に定める協議が成立した場合、既存じゅう器備品移転業務要求水準の変更を行う。この場合の支払額の変更については、県と事業者の両者の合意したところによる。

### (第三者に及ぼした損害等)

**第 57 条** 事業者は、既存じゅう器備品移転業務の実施に当たり、事業者の故意・過失に起因して県又は第三者に損害(ただし、第 87 条第 2 項に規定する事業者が加入した保険によりてん補されるものを除く。)を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。



### (不可抗力による損害)

**第 58 条** 不可抗力により、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案等で提示された条件に従って既存じゅう器備品移転業務を行うために追加費用が必要となる場合、事業者は、県に対して、速やかにその旨を通知し、県及び事業者は、追加費用の負担等について協議する。

2 前項の協議が、不可抗力が生じた日から 30 日以内に整わない場合、県は、当該不可抗力に対する対応を事業者に通知し、事業者はこれに従い既存じゅう器備品移転業務を実施するものとする。

3 前項に規定する場合、当該追加費用（事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）については、当該追加費用のうち合理的な範囲で、第 87 条第 2 項の保険の保険金によりてん補されなかった費用のうち、既存じゅう器備品移転費（ただし、消費税等相当額を含み、別紙 10 による改定を考慮した金額とする。）の 100 分の 1 相当額にいたるまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を県の負担とする。

### (業務実施報告書)

**第 59 条** 事業者は、既存じゅう器備品移転業務終了後に、既存じゅう器備品移転業務の実施状況及びその他県が別途定める事項を記載した業務実施報告書を作成し、当該業務の完了した翌月の 5 営業日までに、県に提出し確認を受けなければならない。

2 県は、事業者から提出を受けた業務実施報告書を確認し、5 営業日以内にその結果を事業者に通知する。

3 業務実施報告書は県の確認を受けてから 5 年間、これを保存しなければならない。

### (業務完了時の検査)

**第 60 条** 事業者は、既存じゅう器備品移転業務完了時に、業務完了時の検査を行う。かかる検査については、別紙 8 第 4 項に規定する業務完了時のモニタリングをもって、業務完了時の検査とする。

2 前項の場合において、本施設及び既存じゅう器備品に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、県は、業務完了時に、事業者に対してその修補を請求することができ、事業者はかかる修補の請求を受けた場合、速やかに、自らの負担で修補を実施し県の確認を受けなければならない。

## 第7章 本施設の食堂等運営

### (食堂等運営期間)

第61条 本施設の食堂等運営業務の開始期日は、平成23年10月 日とし、終了日は、本契約の終了の日とする。

### (食堂等運営業務の実施)

第62条 事業者は、食堂等運営期間中、本契約、入札説明書等、民間事業者提案並びに第64条に規定する業務仕様書及び年間業務計画書に従い食堂等運営業務を実施する。県は、本契約に別段の定めがない限り、これにかかる費用を一切負担しない。

2 事業者は、食堂等運営期間中、食堂等運営業務要求水準を満たすように食堂等運営業務を実施しなければならない。

### (第三者による実施)

第63条 事業者は、本施設の食堂等運営業務を食堂等運営企業に実施させるものとし、事前に県の承諾を得た場合を除き、食堂等運営企業以外の者にその業務を実施させてはならない。

2 事業者は、本施設の食堂等運営業務を食堂等運営企業以外の者に実施させる場合には、かかる食堂等運営業務の一部を実施させる者の商号、住所その他県が別途定める事項を、県に事前に通知するものとする。

3 事業者が本施設の食堂等運営業務の全部又は一部を第三者に実施させる場合、すべて事業者の責任において行うものとし、本施設の食堂等運営業務に関して事業者が使用する一切の第三者の責めに帰すべき事由は、すべて事業者の責めに帰すべき事由とみなして、事業者が責任を負うものとする。

### (業務計画書の作成)

第64条 事業者は、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案に基づいて、食堂等運営業務について、食堂等運営業務期間全体の業務仕様書を作成し、本施設の引渡前に県に提出し確認を受けなければならない。事業者は、業務仕様書に変更が生じた場合は、速やかに県に報告し確認を受けなければならない。

2 事業者は、毎事業年度開始前(食堂等運営業務期間の最初の年度については、本施設引渡し日まで)に、当該年度の食堂等運営業務を構成する各業務に係る年間業務計画書を作成し県に提出し確認を受けなければならない。事業者は、年間業務計画書に変更が生じた場合は、速やかに県に報告し確認を受けなければならない。

3 県は、前各項の規定により提出を受けた業務仕様書、年間業務計画書に関して意見を述べることができ、事業者はかかる意見を尊重し必要に応じて業務仕様書、年間業務計画書の見直しを行わなければならない。

### (従事職員名簿の提出等)

- 第 65 条** 事業者は、食堂等運営業務のうち、食堂運営業務に従事する者（以下「調理職員」という。）の名簿を県に提出し、異動があった場合、その都度報告しなければならない。
- 2 事業者は、業務の遂行に当たり、管理体制、業務分担、緊急連絡体制等の業務に必要な書類を県に提出し、本施設引渡し日までに、県の確認を得るものとする。
- 3 県は、事業者の調理職員がその業務を行うに当たり不相当と認められるときは、その事由を明記して、事業者に対し交代を請求することができる。

### (施設の提供等)

- 第 66 条** 県は、食堂等運営期間中、別紙 2 記載の本施設の一部を調理職員控室として事業者が無償で使用することを承諾する。
- 2 事業者は、前項の調理職員控室に専用電話を設置する場合は、自己の負担で設置しなければならない。また、使用料金は事業者の自己負担とする。
- 3 県は、第 1 項の調理職員控室にかかる暖房、電気、ガス、水道等の使用料金を負担する。ただし、事業者は、それぞれの使用にあたっては、節約に努めなければならない。
- 4 事業者は、第 1 項の調理職員控室について、通常必要とする修繕費その他の経費を負担し、県にその費用を請求しないものとする。
- 5 事業者は、食堂等運営期間が終了したときは、事業者の負担で、第 1 項の調理職員控室を使用開始時の原状に回復して県に返還しなければならない。

### (食堂等運営業務に係る収入等)

- 第 67 条** 県は、学生等から徴収する料金(別紙 14 に記載の食堂等運営費従量制部分)を、第 8 章に示す対価の支払いとは別に毎月一括して事業者に支払い、事業者はこれを直接自らの収入とすることができる。
- 2 事業者は、前年度 2 月に県より提示される当該年度の初任総合教育の学生数が年間 140 人以上又は 50 人以下となる場合は、食事の提供方法やメニュー、販売価格等の食堂等の運営条件について、具体的な条件を提示したうえで、県に協議を求めることができる。
- 3 県は、学生から徴収する料金(別紙 14 に記載の食堂等運営費従量制部分)を、第 8 章に示す対価の支払いとは別に毎月一括して事業者に支払い、事業者はこれを直接自らの収入とすることができる。
- 4 事業者は、前年度 2 月に県より提示される当該年度の初任総合教育の学生数が 140 人以上又は 50 人以下となる場合は、寝具クリーニング料及び消耗品費の変更について、県に協議を求めることができる。

- 5 県は、第2項及び前項の協議を求められた場合、事業者と協議を行い、変更を決定することができる。
- 6 県は、食堂等運営業務のうち食堂運営業務に係るじゅう器備品の更新、補充に係る費用を合理的な範囲で負担する。県は、食堂等運営業務のうち独立採算事業以外の業務に係る光熱水費及び消耗品費を負担する。

#### (食堂等運営業務に係る事業者の独立採算事業)

- 第 68 条** 事業者は、自らの責任と負担において、売店・自動販売機・公衆電話の設置・運営を行う事業及び宮城県消防学校による利用時間帯以外に食堂を学生等以外の利用に供する事業(以下これらを「独立採算事業」という。)を行うことができる。また、これに係る収入を直接自らの収入とすることができる。ただし、事業者は、独立採算事業に係る光熱水費を自ら負担する。
- 2 事業者は、あらかじめ別紙 13 に示す行政財産使用許可申請書を県に提出するものとし、県は、公有財産規則(昭和 39 年宮城県規則第 8 号)に基づき、事業者が行う独立採算事業に必要な施設の使用許可を事業者に与えるものとする。
  - 3 県は、「財産の交換、譲与等に関する条例(昭和 39 年宮城県条例第 19 号)」及び「公有財産規則」に基づき、事業者が行う独立採算事業に係る行政財産使用料を事業者から徴収するものとする。
  - 4 事業者は、県が指定する方法により指定する期日までに、前項の使用料を納付するものとする。

#### (食堂等運営業務要求水準の変更)

- 第 69 条** 法令制度の新設又は改正等により、食堂等運営業務要求水準の変更が必要となった場合には、次の各号に従うものとする。
- (1) 県は事業者と協議の上、法令の要求する水準に見合うように食堂等運営業務要求水準を変更するものとする。事業者は、かかる協議期間中も、食堂等運営業務を実施しなければならず、かかる業務の実施により追加費用が生じたときは、食堂等運営費従量制部分及び食堂等運営費従量制部分の見直しにより対応する。
  - (2) 前号に規定する食堂等運営業務要求水準の変更により追加費用が生じた場合には、食堂等運営業務については、食堂等運営費従量制部分及び食堂等運営費従量制部分の見直しにより対応する。
  - (3) 第 1 号に定める変更により費用の減額が生じた場合には、当該減額部分は、食堂等運営費従量制部分及び食堂等運営費従量制部分から控除するものとする。
  - (4) 第 1 号の協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、県は本契約を解除することができる。この場合、法令制度の新設又は改正等により本事業の継続の可能性が失われたと認められる場合とし、第 81 条第 1 項の規定により解除されたものとみなす。
- 2 不可抗力により食堂等運営業務要求水準の変更の必要が生じた場合には、次の各号

に従うものとする。

- (1) 県又は事業者は、不可抗力により食堂等運営業務要求水準の変更の必要が生じた場合には、その変更を相手方に求めることができる。この場合、事業者は、要求について、その対応可能性及び費用見込額を県に対し通知しなければならない。
- (2) 前号の通知を受け、県は、事業者と協議の上、食堂等運営業務要求水準の変更を決定することができる。かかる変更により追加費用が生じた場合には、食堂等運営費従量制部分 及び食堂等運営費従量制部分 の見直しにより対応する。事業者は、かかる協議期間中も、食堂等運営業務を実施しなければならず、かかる業務の実施により追加費用が生じたときは、食堂等運営費従量制部分 及び食堂等運営費従量制部分 の見直しにより対応する。
- (3) 第 1 号に定める変更により費用の減額が生じた場合には、当該減額部分は、食堂等運営費従量制部分 及び食堂等運営費従量制部分 から控除するものとする。
- (4) 第 2 号の協議が協議開始の日より 60 日以内に整わない場合には、県は本契約を解除することができる。この場合、不可抗力により本事業の継続の可能性が失われたと認められる場合とし、第 81 条第 1 項の規定により解除されたものとみなす。

3 前各項以外の事由により、合理的な必要が生じた場合には、次の各号に従うものとする。

- (1) 県又は事業者は、合理的な必要が生じた場合、食堂等運営業務要求水準の変更を相手方に求めることができる。かかる場合、相手方は協議に応じなければならない。事業者は、かかる協議期間中も、食堂等運営業務を実施しなければならず、かかる業務の実施により追加費用が生じたときは、食堂等運営業務については、食堂等運営費従量制部分 及び食堂等運営費従量制部分 の見直しにより対応する。
- (2) 県は、前号に定める協議が成立した場合、食堂等運営業務要求水準の変更を行う。この場合の支払額の変更については、県と事業者の両者の合意したところによる。

#### (第三者に及ぼした損害等)

**第 70 条** 事業者は、食堂等運営業務の実施に関連して又は本施設の瑕疵（ただし、存置対象既存施設等の瑕疵、既存補修施設の瑕疵のうち補修に係る瑕疵以外の瑕疵及び既存移転施設等の移転に係る瑕疵以外の瑕疵を除く。）又は事業者の故意・過失に起因して食堂等運営期間中に県又は第三者に損害（ただし、第 87 条第 3 項に規定する事業者が加入した保険によりてん補されるものを除く。）を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち県の責めに帰すべき事由により生じたものについては、県が負担する。

### (不可抗力による損害)

- 第 71 条** 不可抗力により、本契約、入札説明書等及び民間事業者提案等で提示された条件に従って食堂等運営業務を行うために追加費用が必要となる場合、事業者は、県に対して、速やかにその旨を通知し、県及び事業者は、追加費用の負担等について協議する。
- 2 前項の協議が、不可抗力が生じた日から 60 日以内に整わない場合、県は、当該不可抗力に対する対応を事業者に通知し、事業者はこれに従い食堂等運営業務を継続するものとする。
- 3 前項に規定する場合、当該追加費用（事業者が善良なる管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。）については、当該追加費用のうち合理的な範囲で、第 87 条第 3 項の保険の保険金によりてん補されなかった費用のうち、年間の追加費用の累計額で、当該年度の食堂等運営費定額制部分（ただし、消費税等相当額を含み、別紙 9 による改定を考慮した金額とする。）の 100 分の 1 相当額にいたるまでの費用は、事業者が負担するものとし、残額を県の負担とする。

### (業務実施報告書)

- 第 72 条** 事業者は、食堂等運営期間中、月毎に、当該月の食堂等運営業務の実施状況及びその他県が別途定める事項を記載した業務実施報告書を作成し、当該業務の完了した翌月の 5 営業日までに、県に提出し確認を受けなければならない。
- 2 県は、事業者から提出を受けた業務実施報告書を確認し、10 営業日以内にその結果を事業者に通知する。
- 3 業務実施報告書は県の確認を受けてから 5 年間、これを保存しなければならない。

## 第 8 章 対価の支払

### (対価の計算)

- 第 73 条** 県から事業者への本事業の対価の支払額は、施設整備費相当額、維持管理費相当額、既存じゅう器備品移転費、食堂等運営費定額制部分に分割して計算する。また、対価の支払額は、別紙 10 に従い改定される。

### (施設整備費相当額の支払)

- 第 74 条** 県は、維持管理期間中、別紙 10 に従い、本施設の施設整備費相当額（ただし、消費税等相当額を含む。以下本条において同じ。）を事業者に支払う。
- 2 県及び事業者は、第 37 条に基づく本施設の引渡しが遅延した場合は、別紙 10 に規定する各年度の支払額及び支払時期について見直しを行う。
- 3 本施設についての施設整備費相当額の第 1 回目の支払分については、第 37 条による本施設の引渡完了後、事業者が県に当該支払分に関する請求書を送付し、県は、当該請求書受領後 40 日以内に支払うものとする。

- 4 本施設についての施設整備費相当額の第 2 回目以降の支払分については、別紙 10 に規定する四半期毎の支払対象期間の各最終日から 30 日以内に、事業者が県に当該支払分に関する請求書を送付し、県は、当該請求書受領後 40 日以内に支払うものとする。

#### (既存じゅう器備品移転費の支払)

- 第 75 条** 県は、維持管理期間中、別紙 10 に従い、既存じゅう器備品移転費(ただし、消費税等相当額を含む。以下本条において同じ。)を事業者に支払う。
- 2 県及び事業者は、第 53 条に基づく既存じゅう器備品移転業務が遅延した場合は、別紙 10 に規定する支払額及び支払時期について見直しを行う。
- 3 県は、第 90 条に規定するモニタリングを実施し、事業者の既存じゅう器備品移転業務が既存じゅう器備品移転要求水準を満たしていないことを確認した場合は、第 1 項に基づき事業者に支払う既存じゅう器備品移転費を減額するものとし、別紙 10 に規定する支払額について見直しを行う。
- 4 本施設の既存じゅう器備品移転費の支払については、県は、県のモニタリングの終了後、事業者に支払う既存じゅう器備品移転費の金額(県のモニタリングの結果、既存じゅう器備品移転費を支払わない場合は、支払わない旨)を、第 59 条第 1 項に基づく業務実施報告書の受領後 10 日(土・日曜日又は祝祭日の場合は翌日)以内に、事業者に通知する。
- 5 事業者は、前項に従い県の支払額の通知を受けたときは、県に対し当該金額の請求書を速やかに送付するものとし、県は、当該請求書の受領後 40 日以内に、請求にかかる既存じゅう器備品移転費を事業者に支払わなければならない。

#### (維持管理費相当額及び食堂等運営費定額制部分の支払)

- 第 76 条** 県は、第 90 条に規定するモニタリングを実施し、事業者の維持管理業務及び食堂等運営業務が維持管理業務要求水準及び食堂等運営業務要求水準を満たしていることを確認した場合は、別紙 10 に従い、本施設の維持管理費相当額(ただし、消費税等相当額を含む。以下本条において同じ。)及び食堂等運営費定額制部分(ただし、消費税等相当額を含む。以下本条において同じ。)を事業者に支払う。
- 2 県及び事業者は、第 41 条に基づく本施設の維持管理業務の開始が遅延した場合は、別紙 10 に規定する各年度の支払額及び支払時期について見直しを行う。
- 3 県は、第 90 条に規定するモニタリングを実施し、事業者の維持管理業務又は食堂等運営業務が維持管理業務要求水準又は食堂等運営業務要求水準を満たしていないことを確認した場合は、第 1 項に基づき事業者に支払う維持管理費相当額又は食堂等運営費定額制部分を減額するものとし、別紙 10 に規定する支払額について見直しを行う。
- 4 本施設の維持管理費相当額及び食堂等運営費定額制部分の支払については、県は、各事業年度の県のモニタリングの終了後、事業者に支払う維持管理費相当額及び食堂等運営費定額制部分の金額(県のモニタリングの結果、維持管理費相当額又は食堂等運営費定額制部分を支払わない場合は、支払わない旨)を、第 50 条第 1 項又は第 72

条第 1 項に基づく 6 月, 9 月, 12 月, 3 月の業務実施報告書の受領後 10 日(土・日曜日又は祝祭日の場合は翌日)以内に, 事業者に通知する。

- 5 事業者は, 前項に従い県の支払額の通知を受けたときは, 県に対し当該金額の請求書を速やかに送付するものとし, 県は, 当該請求書の受領後 40 日以内に, 請求にかかる維持管理費相当額及び食堂等運営費定額制部分を事業者を支払わなければならない。

#### (追加費用の支払方法等)

**第 77 条** 本契約書第 15 条, 第 16 条, 第 18 条, 第 27 条, 第 28 条, 第 39 条, 第 47 条, 第 49 条, 第 69 条, 第 71 条に基づき, 県が事業者を支払うべき追加費用が発生するときは, その追加費用の発生根拠となった条項及び当該追加費用の性質に応じて, 施設整備費, 維持管理費, 既存じゅう器備品移転費及び食堂等運営費定額制部分に算入したうえで, 算入した追加費用の額を別紙 10 に規定する支払予定時期ごとの支払額に同支払額に基づき按分して上乘せすることを原則として, 県と事業者の協議の上, 当該追加費用の支払方法を定める。

- 2 前項記載の各条項に基づき, 県が事業者を支払うべき対価の減額が発生するときは, 減額の根拠となった条項及び減額の対象となる費用の性質に応じて, 施設整備費, 維持管理費, 既存じゅう器備品移転費及び食堂等運営費定額制部分に減額する金額を割り振ったうえで, 割り振った金額を別紙 10 に規定する支払予定時期ごとの支払額に同支払額に基づき按分して控除することを原則として, 県と事業者の協議の上, 減額分の控除方法を定める。

### 第 9 章 契約期間及び契約の終了

#### (契約期間)

**第 78 条** 本契約の契約期間は, 契約締結日から平成 43 年 3 月 31 日までとする。

#### (県の事由による解除)

**第 79 条** 県は, 本事業の必要がなくなった場合, 本施設の転用が必要となった場合又はその他県が必要と認める場合には, 180 日以上前に事業者へ通知することにより, 本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし, 本施設の引渡後は, 引渡済みの本施設の設計及び建設の業務に関する部分を解除することはできないものとし, 以下, 県又は事業者のいずれかによる解除, 県及び事業者の両者による解除を問わず, 本章において同様とする。

- 2 県は, 第 26 条第 1 項に基づき事業者と締結した県有財産使用貸借契約書を解除するときは, 本契約を解除することができる。

- 3 事業者は, 県が県の責めに帰すべき事由により, 事業者に対する支払を遅延し, かつ, 事業者による通知の後, 60 日以内に県が当該支払を行わない場合, 事業者は県に改めて書面により本契約を終了する旨の通知を行い, 本契約を終了させることができ



る。

- 4 事業者は、県が県の責めに帰すべき事由により、本契約上の重要な義務に違反し、かつ、事業者による通知の後、60 日以内に当該違反が是正されない場合、又は県の責めに帰すべき事由により本契約に基づく事業者の重要な義務の履行が不能となった場合は、本契約の全部を解除することができる。

#### (事業者の事由による解除)

**第 80 条** 本施設のいずれかについて事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、県は、特段の催告をすることなく、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、設計又は建設工事に着手すべき時期を過ぎても、設計又は建設工事に着手しないとき。
- (2) その責めに帰すべき事由により、別紙 4 に規定する建設工事工程表に記載された完成予定日から 3 ヶ月が経過しても本施設の完成ができないとき又は完成ができないことが明らかであるとき。
- (3) その責めに帰すべき事由により、本契約の履行が不可能又は困難となったとき。
- (4) 前各号に規定する場合のほか、本契約に違反しその違反により本契約の目的を達することができないと県が判断したとき。

2 第 90 条第 1 項に規定するモニタリングの結果、事業者の業務不履行が明らかになった場合は、県は、別紙 8 に基づき、本契約の全部又は一部を解除することができる。

3 事業者の破産、会社更生、民事再生、会社整理又は特別清算の手続の開始その他これらに類似する手続の開始が申立てられたときは、県は、本契約を解除することができる。

4 第 1 項及び第 2 項に規定されるもの以外で、事業者が本契約上の義務を履行せず、かつ、県が相当の期間を定めて催告してもなお事業者が履行しないときは、県は本契約を解除することができる。

#### (不可抗力等による解除)

**第 81 条** 不可抗力により本施設の損傷又は長期間にわたる事業停止等が生じ、その修復が困難なため本事業の継続の可能性がないと認められる場合又は法令制度の新設若しくは改正等により本事業の継続の可能性が失われたと認められる場合は、県又は事業者は、協議の上、本契約を解除することができる。

2 入札説明書等において明示されていない又は入札説明書等からは合理的に推測できない未知の埋蔵文化財の発見等の土地の瑕疵に起因して本事業の継続の可能性がないと認められる場合は、県又は事業者は、協議の上、本契約を解除することができる。

### (引渡前の解除の効果)

- 第 82 条** 第 79 条から第 81 条までの規定により本契約の全部が解除された場合において、当該解除が本施設の第 37 条による引渡前であるときは、事業者は本施設の出来形部分を県に譲渡し、県はこれを買って、その引渡しを受ける。ただし、第 80 条の規定により本契約が解除された場合においては、県は、その選択に従い、事業者から本施設の出来形部分を買った上でその引渡しを受け又は本施設の出来形部分を買ってないことができる。県が本施設の出来形を買ってない場合は、事業者は、本施設のうち新設施設については、その敷地部分については更地に復して返還しなければならない。本施設のうち既存移転施設等については現状復旧を行って返還しなければならない。
- 2 前項の規定に従い県が本施設の出来形部分の引渡しを受ける場合、県は、解除にかかる本施設の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受ける。この場合において、県は、必要があると認められるときは、その理由を事業者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができ、かかる検査又は復旧に直接要する費用は事業者の負担とする。
  - 3 県は、前項に基づき検査に合格した部分の引渡しを受けた場合は、その対価として出来形相当分の金額を、事業者に対して、予算の範囲内で一括又は分割払いにより支払う。その支払方法については、上記対価を施設整備費に相当するものとして、第 77 条を準用して定める。ただし、県が、第 1 項ただし書きに従い、その選択により本施設の出来形部分を買って受ける場合には、県は、割賦金利に相当する金員は支払わない。
  - 4 第 1 項の規定にかかわらず、解除にかかる本施設の建設進捗程度から見て、本施設のうち新設施設については当該本施設の敷地部分を更地に回復すること又は本施設のうち既存移転施設については、現状復旧することが社会通念上合理的であると認められる場合、県は、事業者に対し、本施設のうち新設施設については当該本施設の敷地部分を更地に回復するよう又は本施設のうち既存移転施設を現状復旧するよう請求できる。かかる場合において、本契約の解除の原因が県の責めに帰すべき事由、不可抗力、法令変更又は第 81 条 2 項に規定する未知の埋蔵文化財の発見等の土地の瑕疵に基づく場合、県がその費用を負担し、事業者の責めに帰すべき事由に基づく場合、事業者がその費用を負担する。
  - 5 前項の場合において、事業者が正当な理由なく、相当の期間内に本施設のうち新設施設の敷地部分を更地に回復しないとき又は本施設のうち既存移転施設を現状復旧しないときは、県は、事業者に代わって当該本施設のうち新設施設の敷地部分を更地に回復又は本施設のうち既存移転施設を現状復旧することができ、本契約の解除の原因が事業者の責めに帰すべき事由に基づくときは、これに要した費用を事業者に求償することができる。この場合においては、事業者は、県の処分について異議を申し出ることができない。

### (引渡後の解除の効果)

- 第 83 条** 第 79 条から第 81 条までの規定により本契約が解除された場合において、当該解除が本施設の引渡後であるときは、県は本施設の所有権を引き続き保有する。
- 2 前項の場合、県は、本契約が解除された日から 10 日以内に、本施設の現況を検査しなければならない。この場合において、本施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、県は、事業者に対しその修補を求めることができ、事業者は、必要な修補を実施した後速やかに、県に対し修補が完了した旨を通知しなければならない。県は、当該通知の受領後 10 日以内に修補の完了の検査を行わなければならない。
- 3 事業者は、前項の手続終了後速やかに、解除にかかる本施設の維持管理業務、既存じゅう器備品移転業務、食堂等運営業務を県又は県の指定する者に引き継ぐものとし、引継ぎ完了後、県は、本施設に対する施設整備費相当額(ただし、消費税等相当額を含む。)の残額を、別紙 10 に規定する解除前の支払スケジュールに従って、事業者を支払う。
- 4 第 79 条から第 81 条までの規定により本契約が解除された場合において、維持管理業務、食堂等運営業務の支払対象期間が生じたときは、かかる維持管理業務、食堂等運営業務については、対象期間に応じて日割りで支払われる。
- 5 第 79 条第 1 項ただし書により維持管理業務、既存じゅう器備品移転業務、食堂等運営業務に関する部分のみが解除された場合には、維持管理業務、既存じゅう器備品移転業務又は食堂等運営業務の支払金額は、契約が解除されていない業務に係る対価に限るものとする。
- 6 別紙 8 に基づき、維持管理業務の一部、既存じゅう器備品移転業務又は食堂等運営業務が解除された場合、以後、その解除された部分についての対価は支払われないものとする。

### (損害賠償等)

- 第 84 条** 第 80 条各項の規定により契約が解除された場合(維持管理業務の一部又は維持管理業務、既存じゅう器備品移転業務若しくは食堂等運営業務。)においては、事業者は、次の各号に従い、各号に定める額を違約金として県の指定する期限までに県に支払わなければならない。

(1) 本施設の引渡前に解除された場合

本施設の施設整備費相当額(ただし、割賦金利を除き、消費税等相当額を含む。)の 10 分の 1 に相当する額。

(2) 本施設の引渡後に解除された場合

解除にかかる本施設の年間の維持管理費相当額(消費税等相当額を含む。)の総額の 10 分の 1 に相当する額、既存じゅう器備品移転費(消費税等相当額を含む。)の総額の 10 分の 1 及び年間の食堂等運営費定額制部分(消費税等相当額を含む。)の総額の 10 分の 1 の合計に相当する額とする。

- 2 前項第 1 号の場合において、第 36 条の規定により県が受領する保証金、保険金その他の有価証券等は、これをもって違約金に充当する。
- 3 事業者は、第 80 条に基づく解除に起因して県が被った損害額が第 1 項の違約金の額を上回るときは、その差額を県の請求に基づき支払わなければならない。
- 4 本契約の全部又は一部が解除された場合において、かかる解除が県の責めに帰すべき事由、不可抗力又は法令制度の新設若しくは改正等に基づくときは、事業者は、当該解除により生じた損害の賠償を県に請求をすることができ、県は、かかる請求金額のうち合理的な範囲の損害額を予算の範囲内で一括又は分割払いにより事業者に支払わなければならない。ただし、当該解除が不可抗力又は法令制度の新設若しくは改正等に基づく場合の損害額は、当該解除により事業者が発生した追加費用額又は第 82 条第 3 項の出来形相当分の金額と同額とみなす。

#### (関係書類の引渡等)

- 第 85 条** 事業者は、県に対し、第 82 条第 1 項による引渡し若しくは第 83 条第 3 項による維持管理業務又は食堂等運営業務の引継ぎ完了と同時に、設計図書、完成図書(ただし、本契約が本施設の引渡前に解除された場合、図面等については事業者がすでに作成を完了しているものに限る。)等解除にかかる本施設の建設及び修補にかかる書類その他本施設の建設、維持管理、既存じゅう器備品移転、食堂等運営に必要な書類一切を引き渡さなければならない。
- 2 県は、前項に従い引渡しを受けた図書等について、解除にかかる本施設の維持管理、既存じゅう器備品移転、食堂等運営のために無償で自由に使用(複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。)することができるものとし、事業者は、県によるかかる図書等の自由な使用が第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう、必要な措置をとるものとする。

#### (契約終了時の事務)

- 第 86 条** 本契約が解除された場合において、既存じゅう器備品移転業務が完了していないときは、事業者は、当該完了していない業務を、県又は県の指定する者に引き継がなければならない。
- 2 前項の業務の実施により事業者が生じた費用は、第 82 条第 3 項に規定する出来形相当分の金額に含めて、県は事業者を支払う。ただし、第 80 条の規定に基づき本契約が解除された場合は、この限りではない。
  - 3 事業者は、本契約解除(維持管理業務、食堂等運営業務の部分のみが解除された場合も含む。)の通知の日から第 82 条第 1 項による引渡し又は第 83 条第 3 項による維持管理業務の引継ぎ完了のときまで、解除にかかる本施設又はその出来形部分について、自らの負担で必要な維持保全に努めなければならない。
  - 4 本契約が終了した場合(維持管理業務、食堂等運営業務が解除された場合も含む。以下本条において同じ。)において、事業場所又は本施設内に、事業者が所有又は管理

する工事材料，建設・業務機械器具，仮設物その他の物件（事業者の業務を受託し又は請け負う者等が所有又は管理する物件を含む。）があるときは，事業者は，当該物件等を直ちに撤去し，県の確認を受けなければならない。

- 5 事業者は，事由の如何を問わず，本契約の全部又は一部が終了した場合は，第 50 条又は第 72 条の規定にかかわらず，前項の業務をすべて終了した上で，業務終了から 10 日（土日及び祝祭日を除く。）以内に，本契約の終了にかかる本施設の維持管理業務，食堂等運営業務の最終支払対象期間の業務実施報告書を県に提出し，県の確認を受ける。

## 第 10 章 保 険

### （保険加入義務）

**第 87 条** 事業者は，設計・建設期間中，別紙 12 に規定する保険契約を締結し又は建設企業に締結させなければならない。

- 2 事業者は，維持管理期間中，別紙 11 に規定する保険契約を締結し，又は維持管理企業及び既存じゅう器備品移転企業に締結させなければならない。

- 3 事業者は，食堂等運営期間中，別紙 11 に規定する保険契約を締結し，又は食堂等運営企業に締結させなければならない。

- 4 事業者，建設企業，維持管理企業，既存じゅう器備品移転企業及び食堂等運営企業が，前各項の規定により保険契約を締結したときは，事業者は，その証券を直ちに県に提示し又は提示させなければならない。

- 5 事業者は，第 1 項から第 3 項までに規定する保険について，県の事前の書面による承諾なく，質権等の担保権を設定することはできないものとする。

## 第 11 章 その他

### （対価からの控除）

**第 88 条** 県は，事由の如何を問わず，事業者に対して債権を有する場合は，第 9 章に規定する本事業の対価の支払額又は第 82 条第 3 項に規定する出来形相当分の金額から，かかる債権相当額を控除して，事業者に支払うことができる。

### （事業者の権利義務の譲渡）

**第 89 条** 事業者は，事前に県の承諾を得なければ，本契約上の地位及び本契約にかかる権利義務の全部又は一部を第三者に譲渡し，担保権を設定し又はその他の処分をしてはならない。

- 2 事業者は，事前に県の承諾を得なければ，合併，株式交換・移転，会社分割，営業譲渡その他会社の基礎の変更をしてはならない。株式，新株予約権及び新株予約権付社債の発行についても，同様とする。

### (モニタリング)

**第 90 条** 県は、設計・建設工事の実施段階、維持管理業務の実施段階、既存じゅう器備品移転業務の実施段階、食堂等運営業務の実施段階、瑕疵担保期間終了段階及び事業期間終了段階において、別紙 8 に基づきモニタリングを実施する。

- 2 前項に規定するモニタリングの結果、事業者の業務不履行が明らかになった場合は、県は、別紙 8 に基づき、事業者に対し改善要求措置、事業者に支払う本事業の対価の支払額の減額等の措置をとることができる。事業者の業務不履行の状態に起因して県に損害が発生した場合は、県は、事業者に対し損害賠償請求することができる。

### (経営状況等の報告)

**第 91 条** 事業者は、本契約の終了にいたるまで、各事業年度の最終日以前に、翌年度の予算の概要を県に提出しなければならない。

- 2 事業者は、本契約の終了にいたるまで、各事業年度毎に、当該年度の財務書類（会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類）を作成し、自己の費用で公認会計士又は監査法人による監査を受けた上で、当該事業年度の最終日から 3 ヶ月以内に、監査報告書とともに県に提出しなければならない。
- 3 事業者は、本契約の終了にいたるまでに、定款を変更した場合は、県に直ちに報告するとともに、登記簿の写しを県に提出しなければならない。
- 4 事業者は、前項に規定するほか、自己の登記事項に変更が生じた場合は、県に直ちに報告するとともに、登記簿の写しを県に提出しなければならない。

### (遅延利息)

**第 92 条** 県又は事業者が本契約に基づき行うべき支払が遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、年 3.7 パーセントの割合でそれぞれ計算した額の遅延利息を、相手方に支払わなければならない。

### (守秘義務)

**第 93 条** 事業者は、本契約の遂行過程で知り得た県の秘密に属する事項及び学生等に関する情報を他に漏らしてはならない。

- 2 県は、本契約の遂行過程で知り得た事業者及び事業者の業務を受託し、又は請け負う者の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。
- 3 前各項に規定する守秘義務は、本契約終了後も存続するものとする。

### (著作権の帰属)

**第 94 条** 県が、本事業の入札手続及び本契約に基づき、事業者に対して提供した情報、書類、図面等（県が著作権を有しないものを除く。）の著作権等は、県に帰属する。

### (著作権の利用等)

**第 95 条** 県は、成果物及び本施設について、県の裁量により利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、本契約の終了後も存続するものとする。

2 成果物及び本施設のうち著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当するものに係る同法第 2 章及び第 3 章に規定する著作者の権利（第 96 条において「著作者の権利」という。）の帰属は、同法の定めるところによる。

3 事業者は、県が成果物及び本施設を、次の各号に掲げるところにより利用することができるようにしなければならない。自ら又は著作権者（県を除く。）をして、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に定める権利を行使し、又はさせてはならない。

(1) 著作者名を表示することなく成果物の全部若しくは一部又は本施設の内容を自ら公表し、若しくは広報に使用し、又は県が認めた公的機関をして公表させ、若しくは広報に使用させること。

(2) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

(3) 本施設の完成、増築、改築、修繕等のために必要な範囲で県又は県が委託する第三者をして成果物について複製、頒布、展示、改変、翻案その他の修正をすること。

(4) 本施設を写真、模型、絵画その他の方法により表現すること。

(5) 本施設を増築、改築、修繕若しくは模様替えにより改変し、又は取り壊すこと。

4 事業者は、自ら又は著作権者をして、次の各号に掲げる行為をし、又はさせてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。

(1) 成果物及び本施設の内容を公表すること。

(2) 本施設に事業者の実名又は変名を表示すること。

(3) 成果物を他人に閲覧させ、複製させ、又は譲渡すること。

### (著作権等の譲渡禁止)

**第 96 条** 事業者は、自ら又は著作者をして、成果物及び本施設に係る著作者の権利を第三者に譲渡し、若しくは継承し、又は譲渡させ、若しくは継承させてはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得た場合は、この限りでない。

### (著作権の侵害の防止)

**第 97 条** 事業者は、成果物及び本施設が、第三者の有する著作権を侵害するものではないことを、県に対して保証する。

2 事業者は、成果物又は本施設が第三者の有する著作権等を侵害したときは、第三者に対して損害の賠償を行い、必要な措置を講じなければならないときは、事業者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずるものとする。

### (工業所有権)

**第 98 条** 事業者は、特許権等の工業所有権の対象となっている技術等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、県が当該技術等の使用を指定した場合であって、事業者が当該技術に係る工業所有権の存在を知らなかったことにやむを得ない事由があると認められるときは、県は、事業者がその使用に関して要した費用（損害賠償に要するものを含む。）を負担しなければならない。

## 第 12 章 協議会

### (協議会の設置)

**第 99 条** 県及び事業者は、必要と認めるときは、本事業の実施に関する協議を行うことを目的として、宮城県消防学校移転整備事業協議会（以下「協議会」という。）を設置することができる。

2 県及び事業者は、協議会の設置を求められた場合、合理的な理由がなくこれを拒んではならない。

## 第 13 章 雑 則

### (疑義に関する協議)

**第 100 条** 県及び事業者は、本契約の実施に当たって疑義が生じた場合には、誠意を持って協議しなければならない。

### (裁判管轄)

**第 101 条** 本契約に関する訴訟については、仙台地方裁判所を専属管轄裁判所とする。